

令和4年7月12日

谷口委員

公明党の谷口でございます。では、私のほうから、今日は2点御質問していきたいと思いますが、まず、1点目ですけれども、今日も先ほどから質疑がありました国民保護の関係についてお伺いしたいと思います。

今年に入ってからロシアによるウクライナ侵攻、そしてまた北朝鮮の弾道ミサイルによる挑発行為が続いております。そういう意味で、国民保護の取組の強化が重要になってきているというふうに思います。とりわけ弾道ミサイルから身を守る武力攻撃を想定した地下避難施設については特に重要であるというふうに考えます。今年に入ってから、例えば、神戸市は2月に市が47の地下施設を緊急避難施設として指定をしました。さらに、大阪も3月に地下の駅舎99か所を指定しています。そして、5月には東京都が地下の駅舎105施設、また、地下道4施設を指定しております。そうした意味で、本県の取組について今日はお伺いしていきたいというふうに思っております。

まず初めに、国民保護の避難施設とは何なのか、確認のためにまずお伺いしたいと思います。

危機管理防災課長

国民保護の避難施設とは、国民保護法によって指定しなければならないとされている、国民等の救援を行うために指定する施設のことです。知事が指定することになっております。なお、政令指定都市は市長が指定いたします。

国民保護の避難施設は、公園、広場その他の公共施設または学校、公民館、駐車場、地下街その他公益的施設であること、避難住民を受け入れ、救援を行うために必要かつ適切な規模のものであることなどがその基準となっております。

谷口委員

分かりました。それで、今、基本的な考え方については理解しましたけれども、冒頭述べたように、神戸市、大阪市、東京都も、今年に入ってから地下の施設を指定しているわけでありましてけれども、本県の状況について確認させていただきたいと思います。

危機管理防災課長

本県の指定の状況でございますが、避難施設は1,695施設となっております。そのうち緊急一時避難施設といえる堅牢な施設数は1,255施設指定しております。

谷口委員

今、数字を言っていただきましたけれども、今回のウクライナの例を見ても、ウクライナの場合はかなり深いところではありますけれども、爆風などを避けるためには地下の施設が当然望ましいというふうに考えるんですけれども、避難施設としている地下の施設は今何施設あるのか確認させてください。

危機管理防災課長

指定している地下施設については、県内に 18 施設となっております。主に公共施設等の地下部分であるとか地下道でございまして、地下街の指定をしているのは川崎市が指定しましたアゼリア、川崎駅前の地下街というふうになります。

谷口委員

分かりました。18 の地下施設ということなんですけれども、基本的には公共施設で、地下街としてはアゼリア 1 か所のみということなんです。公共施設、例えば、県の施設だとするとどんなところがあるのか、教えていただければと思います。

危機管理防災課長

堅牢な施設、地下を持っている公共施設であれば指定をしていくという状況にあります。あと、政令市の指定ですが、大きな国道または地下道なども指定は今入れるとしております。地下街等は川崎、地下鉄はまだ指定されていない、こういう状況にあります。

谷口委員

分かりました。今、地下の施設については、全体から比べるとかなり数が少ないということなんです。県内、当然地下鉄もありますし地下道もあります。そういう意味で、神戸市や大阪市、また東京都などが指定を進める中で、こういう地下施設の指定が進まない理由については何があるのか教えていただきたいと思います。

危機管理防災課長

県内の地下施設は、主に民間所有の施設となっております。国民保護施設の指定については、施設管理者の同意が必要になりますけれども、民間施設の特に出る地下施設は権利関係が複雑で調整がしにくいという場合がございます。特に避難者を受け入れた際の運営方法や事故等の損害責任などの懸念があると聞いております。また、御指摘のあった地下鉄については、横浜市が現在調整中と伺っています。

谷口委員

分かりました。これ、横浜市は調整しているというのは、横浜市営地下鉄のことですか。それとも、例えば、東急さんも一部入ってきていますし、みなとみらい線もありますし、そうした横浜市内の地下鉄について、地下を通っている鉄道について全て交渉しているという理解でよろしいですか。

危機管理防災課長

横浜市から伺っているところでは、横浜市営地下鉄の指定に向けて現在調整を進めていると伺っております。

谷口委員

分かりました。例えば、私の地元大和市も、地下鉄ではないんですけれども、大和駅は相鉄が地下部分にありまして、あと中央林間駅は東急田園都市線が駅舎自体は地下にあるところで、そうしたところ、もし分かれば結構なんです。どういう状況、相談しているのか、そうしたことについてお伺いできればと思います。

#### 危機管理防災課長

私鉄事業者の関係については、昼間人口の多い東京都が、今、私鉄事業者と調整を積極的に進めていると伺っておりまして、その情報を本県もお伺いしております。本県を通過する、停車する駅を持つ私鉄事業者は、緊急一時避難施設の指定に向けて前向きなところがあると伺っておりまして、調整が整えば地下を持っている施設、例えば、東急線でしたら反町であるとか、そういう場所もあるかと思えます。田園都市線も地下の駅あると思えます。あとは、今御指摘のありました大和駅なども私鉄の重要な一つでありますので、調整が整い次第、指定に向けて取組が進められるものと認識しています。

#### 谷口委員

分かりました。ぜひともしっかりと進めていただきたいと思います。それで、個別のところから戻りますけれども、指定が進まない理由として、民間施設であれば補償をどうするだとか等々、様々な課題があるということなんですけれども、例えば、東京都や、今言った神戸市、大阪市のそうしたところを何とかクリアして、できるところを指定したんだと思うんですけれども、県として今どういう対策を講じているのか、そのところ、全体として県の対策についてお伺いしたいと思います。

#### 危機管理防災課長

まず御指摘のありました地下鉄の関係は、昨年、今年と相次いで政令指定都市が指定していると伺っております。県としましては、全国知事会の危機管理防災特別委員会の委員長県として、国に対して国民保護施設の指定が進むよう要望活動を実施したところでございます。また、県と同様に、国民保護の避難施設を指定する政令指定都市と、国民保護施設の重要性と指定促進に関する情報、認識の共有を図って、県有施設で未指定の施設についても指定の働きかけを行っているところでございます。今後は、民間施設についても視野に入れる必要があるため、関連する民間団体の協力依頼を実施するなど、現在様々な方面から指定を促進しております。

#### 谷口委員

分かりました。県としては、大阪や神戸、また東京都のやり方も含め、しっかりと情報収集していただきながら、あらゆる手法を使って避難施設の指定を促進すること、特に地下施設の指定促進を図っていただきたいと思いますけれども、世界情勢が緊迫の度合いを深める中において、今後緊急一時避難施設について、より一層の指定の促進を進めていく必要があると思えますけれども、再度この点について御所見を伺いたいと思えます。

#### 防災部長

現在のロシアによるウクライナ侵攻、あるいは北朝鮮の弾道ミサイルなど、国民保護の取組の重要度は増しているということは実感しております。国民保護施設の指定促進について、着実に進めてまいりたいと考えております。特に委員御指摘の地下施設の指定というのは効果的かと考えますので、そういった地下施設はどうしても数的に多いと思われる政令市、ここは政令市の指定となりますので、政令市ともしっかりと連携図りながら、民間団体等への働きかけを今後行っていきたいと思っております。また、県としては、国民保護に関し

ては、こういった施設の指定と併せて、国民保護の訓練の実施とか、県民の方への国民保護の理解促進、そういったものも併せて進めてまいりたいというふうに考えております。

谷口委員

分かりました。様々な課題があることはよく承知をしましたがけれども、いずれにしても、地下施設の指定というのは重要であると思います。ただ、一方で、受け入れられる人数がすごく限られているということや、また、受け入れた際の避難した住民の方々の安全とか衛生管理とか様々な課題もあると思います。また、その施設の所有者、自治体等との連携やまた情報共有も必要だと思しますので、指定は進めていただくと同時に、そうした細かなところの計画というものもしっかりとつくっていただいて、実際に避難した方々が安全でその場で避難できるというふうに、しっかりと取組を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の項目ですけれども、これは、私、昨年に代表質問で取り上げさせていただいた項目になりますが、大規模災害時のエレベーターの停止対策についてということであります。

昨年10月7日に千葉県西部を震源とする地震が発生して、23区内などでは10年ぶりとなる震度5強の揺れを観測し、本県の中でも横浜市西区などで震度5弱の揺れを観測しています。この地震でエレベーターに閉じ込められたケースが、首都圏で合わせて28件あったというふうに聞いております。この件については、冒頭申し上げましたが、昨年12月の代表質問で知事にお尋ねし、答弁を頂いたところでありますけれども、改めて災害時のエレベーターの停止に対する県の対策についてお伺いしていきたいというふうに思います。

まず最初に、事実確認ですが、昨年10月7日に発生した千葉県北西部を震源とする地震により、エレベーターへの閉じ込めがどの程度あったのかお伺いしたいと思います。

危機管理防災課長

県では、地震発生や気象警報などが発表され警戒体制をしいた場合には、市町村や警察本部、県土整備局などから被害情報を収集しております。昨年10月7日に発生した千葉県北西部を震源とした地震では、県内でエレベーターの閉じ込めがあったとの報告は、市町村、警察などからありませんでしたが、国土交通省が日本エレベーター協会から受けた報告によると、県内では5件の閉じ込めがあったとの報道がなされております。

谷口委員

分かりました。5件あったということですね。それで、これ基礎的なことでありますけれども、地震によりエレベーターに閉じ込められた場合に、閉じ込められた方の救出はどのようにして行うのかお伺いしたいと思います。

危機管理防災課長

地震時にエレベーターが停止し閉じ込められた場合には、まずエレベーター内にいる利用者が通報装置によってエレベーターの保守会社に連絡して、保守会社の作業員がエレベーターを復旧させるということになります。また、地震により複数のエレベーターが停止してエレベーターの保守会社が対応まで数時

間要する場合や、エレベーター内で急病人が発生した場合などは、消防等による救出、救助が行われることもあります。

谷口委員

分かりました。それで、今、本県内でも高層建築の建設も進んでおりますし、既にたくさんの高層建築物があるわけですけれども、最近のエレベーターでどういう安全対策が取られているのかお伺いしたいと思います。

危機管理防災課長

エレベーターへの閉じ込めを防止するためには、地震が発生した場合に速やかに最寄りの階に停止させ、乗客をエレベーター外に避難させることが必要でございます。平成21年度以降に新設されたエレベーターには、地震の初期波を感知して自動的に最寄りの階に停止させるP波型地震時管制運転装置の設置が義務づけられております。この装置は、平成20年度以前に設置されたエレベーターでも、改修により設置可能な場合がありますので、県と3政令市で構成する、県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会において、マンションやビルのオーナー等にこの装置の設置を呼びかけているという状況でございます。

谷口委員

分かりました。平成21年度以降は新たな安全対策が提供されているということなんですけれども、それ以前のエレベーターもたくさんあるわけで、特に築50年以上の建築物を時折見かけますけれども、そうした古いエレベーターがまだ多数残っている中で、エレベーターの早期復旧に向けて県としてどのように取り組むのかお伺いしたいと思います。

危機管理防災課長

大規模地震が発生した場合に、エレベーターに閉じ込められた方を早期に救出することや、日常生活の移動手段としてエレベーターを利用する上層階の方々の孤立を防ぐためには、エレベーターの保守会社の方々が早期に現場に到着して復旧作業を始めることが必要でございます。そこで、県では、本年3月30日に、(一社)日本エレベーター協会と災害発生時におけるエレベーターの復旧及び閉じ込めからの救出、救助に係る連携協定を締結して、平時から協会の会員企業の協力を得て、エレベーターの閉じ込めが発生した場合の救出体制の構築を図ることや、県はエレベーターの復旧、閉じ込められた住民を救出するために、会員企業が使用する車両に対して、災害時に交通規制が行われる緊急通行路を通行できるよう標章を交付するなどの対策を進めております。

谷口委員

おっしゃっていただいた協会との連携や、緊急の通行証発行については、これは代表質問からも提案させていただいて、早急に実現をしていただいで感謝申し上げたいというふうに思います。特に現場の方から頂いた声で、東日本大震災のときに、たまたま東京都からもらった通行証があったせいで、ガソリンスタンドで優先的にガソリンを入れて救出に向かうことができたということもありましたし、改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

そうした取組を進めていただいているわけでありますけれども、なかなか全ての停止したエレベーターを一斉に復旧させるということは非常に困難という

ふうに思います。そこで、停止したエレベーターからの救出、救助の体制の充実を図ることが必要だと思うんですけども、県としてどのように取り組むかお伺いしたいと思います。

危機管理防災課長

停止したエレベーターからの救出、救助には、エレベーター協会や会員企業との連携強化に加えて、消防等による救出、救助体制の充実も必要でございます。県では、エレベーターに閉じ込められた方の救出、救助に係る技術の向上に向けて、消防学校の専科教育ではエレベーターや中高層階を想定した救出、救助訓練を実施しております。また、エレベーターの停止による高層階からの救出も必要な視点でございます。ビッグレスキューかながわでも、中高層階を想定した救出、救助訓練を今まで実施しておりまして、そのほか平成30年11月30日から12月1日にかけて県内で行われました緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練では、横浜ランドマークタワーを会場に、69階の展望台に取り残された人を消防隊員が非常階段で救出する訓練を実施いたしました。こうした訓練の機会を通じて、引き続き技術の向上に努めてまいります。

谷口委員

分かりました。ありがとうございます。最後に、これも本会議でも取り上げたことではありますけれども、閉じ込めだけでなく、エレベーターが動かなくなって、特にタワーマンション等のこうした高層のマンションで、上の階の方がなかなか下まで下りていけない、また、上がってこれない、階段を使って、特に高齢者の方々については非常に厳しい状況になるわけでもありますけれども、私のほうで、本会議で地域防災計画への位置づけということもお話をさせていただいて、知事からは、県は地域防災計画の修正にエレベーターの停止対策を位置づける旨の答弁がありましたけれども、その後、マンションの住人に向けたどのような取組を行っているのか、再度お伺いしたいと思います。

防災部長

まず、委員のほうからお話がありました地域防災計画ですが、3月の修正で高層建築物におけるエレベーター停止に備えた救出、救助体制の確保の必要性、保守事業者との連携及び訓練の充実、あるいはエレベーターの停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄とか、孤立化に備えた自主防災の仕組みの周知などについて、計画に追記いたしました。また、エレベーターの長期間の停止による上層階の孤立する事態への備えでは、市町村と連携して従来から住民や管理組合に対して、飲料水とか食料、簡易トイレ、こういったものの生活用品の備蓄することとか、あるいは防災マニュアルの作成、防災プランの実施、こういったものについて呼びかけを行うとともに、こういった取組に対しては財政支援を行っているところでございます。こういった取組によって、ビルやマンションの利用者の安全・安心、こういった確保につなげてまいりたいと考えております。

谷口委員

最後に確認なんですけれども、特に管理組合との連携というのは非常に大事だというふうに思うんですが、例えば、エレベーター内に水や、冬であれば防寒できるようなものとか、簡易トイレとか、そうしたものの設置というのは非

常に大事だと思うんですけども、管理組合との連携という、具体的に何かしていらっしゃる最後にお伺いしていいですか。分からないですかね。では、改めて、その点はしっかりと連携するように要望して、質問を終わります。